

# ひとり親家庭への支援施策の 在り方について



2019年12月12日（木） ハンド・イン・ハンドの会

# アジェンダ

---

- 1 ハンド・イン・ハンドの会について
- 2 基本方針とひとり親家庭の現状について
- 3 実施状況について
- 4 これからの支援施策の在り方について

## 1-1 ハンド・イン・ハンドの会について

---

### 名前の由来

「ハンド・イン・ハンド」とは「手に手をとって」という意味。同じ悩みを抱える人が手を取り合って、「離婚」を自分らしく生きるためのきっかけの一つとして捉え、ともに前向きな一歩を踏み出そうという意味がこめられています。

### 沿革

1979年3月、母体となる「ニコニコ離婚講座」を東京で開講したのが始まり。活動実績40年。

## 1-2 ハンド・イン・ハンドの会 活動内容

---

前向きな離婚、明るい母子家庭生活を応援する3つの柱



家族問題研究の先駆者として活動しています。

## 1-3 ハンド・イン・ハンドの会 理念

---

正確な法律知識や行政情報などを入手し、自らの人生判断を間違わないようにする。

孤立せず、理解・協力を得られる仲間をつくる。

女性の経済的自立を阻む法や制度を変える(就労支援、男女の賃金格差、財産分与等)

子どもや家族をとりまく法制度を変える(共同親権、面接権、養育費等)離婚・母子家庭をキーワードに、つねに当事者の立場から、社会で見過ごされがちな問題の解決、誰もが安心して生きられる社会の実現を目指す。

## 2-1 基本方針について

---

対象期間 平成27年度～平成31年度までの5年間

この基本方針は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第11条第1項の規定に基づき、母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項並びに都道府県等及び市等が策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(以下「自立促進計画」という。)の指針となるべき基本的な事項について、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえて定めることにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対して効果的に機能することを目指すものである。

## 2-2 母子家庭・父子家庭の現状

「平成29年度 母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」資料から

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数（推計値）	1 2 3 . 2万世帯	1 8 . 7万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9 . 5 % 死別 8 . 0 %	離婚 7 5 . 6 % 死別 1 9 . 0 %
3 就業状況	8 1 . 8 %	8 5 . 4 %
うち 正規の職員・従業員	4 4 . 2 %	6 8 . 2 %
うち 自営業	3 . 4 %	1 8 . 2 %
うち パート・アルバイト等	4 3 . 8 %	6 . 4 %
4 平均年間収入（母又は父自身の収入）	2 4 3万円	4 2 0万円
5 平均年間就労収入（母又は父自身の就労収入）	2 0 0万円	3 9 8万円
6 平均年間収入（同居親族を含む世帯全員の収入）	3 4 8万円	5 7 3万円

資料：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

※ 母子のみにより構成される母子世帯数は約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯。（平成27年国勢調査）

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。

## 2-3 平成23年度全国母子世帯等調査 との比較

	母子家庭		父子家庭	
	平成23年度	平成28年度	平成23年度	平成28年度
世帯数	123.8万世帯	123.2万世帯	22.3万世帯	18.7万世帯
就業状況	80.8%	81.8%	91.3%	85.4%
うち正規の職員等	39.4%	↑ 44.2%	67.2%	↑ 68.2%
うちパート等	47.4%	43.8%	8.0%	6.4%
平均年間就労収入	181万円	↑ 200万円	360万円	↑ 398万円

正規の職員比率も上向き収入も増えたように見えるが・・・



## 2-4 暮らし向きは良くなったのか

---

国民生活基礎調査の概況から「児童のいる世帯」の平均所得金額の年次推移をみると

平成22年 658.1万円

平成27年 707.6万円

平成30年 743.6万円

近年、上昇幅が大きいことがわかる。

ひとり親世帯は基本的に一方の親のみの収入であり、格差はむしろ広がっているのではないか。

## 3-1 施策の実施状況について

---

基本方針に従い、国、都道府県及び市町村の役割分担と連携、関係機関相互の協力、相談機能の強化、子育て・生活支援の強化、就業支援の強化、養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進、福祉と雇用の連携、子どもの貧困対策などの施策が講じられた。

たくさんの事業メニューを見る限り、施策は多岐にわたって展開されたといえる。

## 3-2 メニューは豊富でも、利用は低調

「母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活に関する動向」より

		母子家庭		父子家庭	
		平成23年度	平成28年度	平成23年度	平成28年度
公共職業安定所	利用経験	69.1%	68.5 %	49.4%	45.5%
	知らなかった	2.2%	3.1%	4.5%	6.6%
母子・父子自立支援員	利用経験	4.7%	4.0%	1.7%	2.3%
	知らなかった	46.4%	46.8%	45.0%	50.3%
母子家庭等就業・自立支援センター事業	利用経験	8.1%	10.9%	0.7%	2.6%
	知らなかった	35.1%	31.9%	45.8%	42.5%
高等職業訓練促進給付事業	利用経験	1.5%	3.2%	-	1.6%
	知らなかった	49.7%	48.2%	-	49.4%
母子福祉資金・父子福祉資金	利用経験	6.3%	6.0%	-	3.7%
	知らなかった	63.6%	52.3%	-	68.9%

### 3-3 なぜ利用が低調なのか

---

基本方針のとおり、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための施策が総合的かつ計画的に展開されたのであれば、ひとり親家庭の自立に向けた各種施策はもっと利用されたのではないか。

制度を知っていても大半は利用していない。それはなぜか。それよりも問題なのは、半数が制度を知らないと回答していることだ。知らなければ利用できない。

基本方針は開始が27年度からであるので、平成28年度の調査ではまだ周知が徹底されていなかったと解するべきなのか。

## 3-4 支援は届いているのか

---

平成28年度のひとり親世帯等全国調査において、最も相談している相談先が公的機関と回答したのは

母子家庭 1.9%

父子家庭 1.5%

公的機関の相談窓口は支援策を展開するうえで機能しているのだろうか。

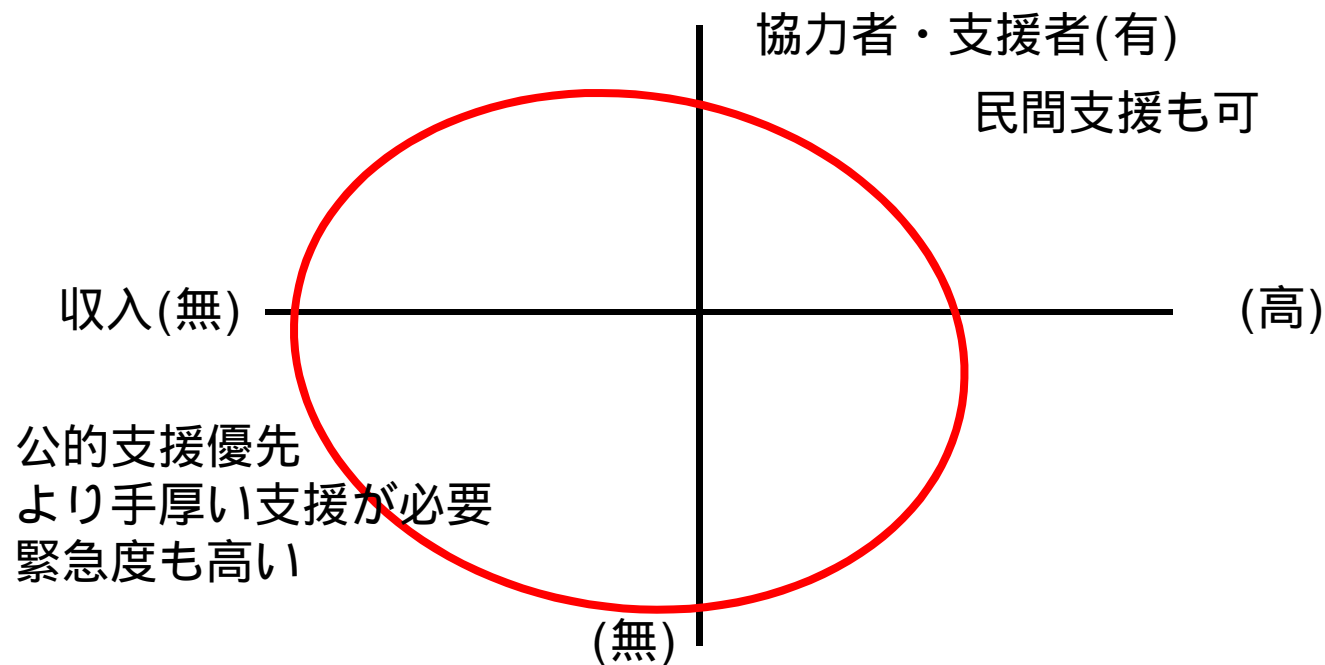
周知が不十分なのか、支援メニューが使いにくいのか、そもそもニーズと支援策がマッチしていないのか。

真に必要な支援策について再検討すべきではないか。

## 4-1 これからの支援施策の在り方について

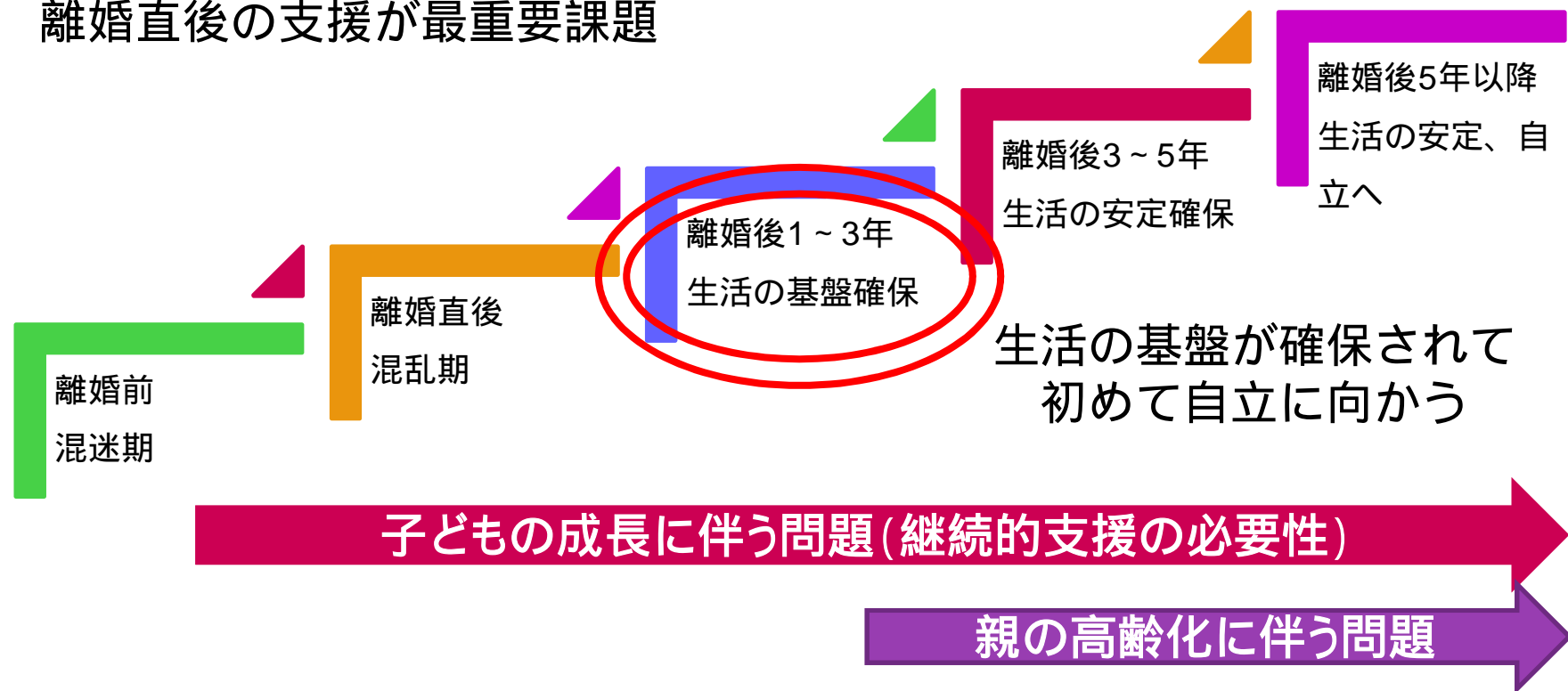
---

ひとり親家庭が100あれば100のニーズ



## 4-2 ひとり親家庭の自立に向けたステップ

生活基盤を確保するには離婚前、  
離婚直後の支援が最重要課題



## 4-3 いかにニーズをつかむか

---

### 端緒となる公的機関等によるファーストカウンセリングの重要性

- ・ 早期に対応することで、問題の複雑化・深刻化を防ぐ  
問題が深刻化すればするほど自立への道のりが遠くなる  
解決には多くの困難が伴い、社会的コストもかかる
- ・ 継続的な支援のための信頼関係構築

「相談機関の充実」と「専門人材の育成」は待ったなし。



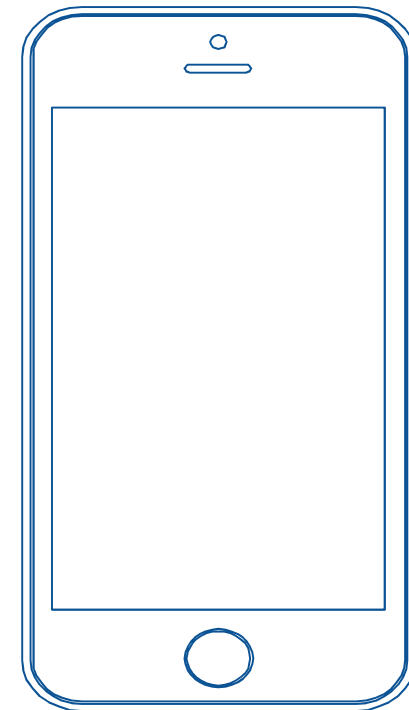
## 4-4 まず、相談機関にどうつながるか

---

電子母子手帳のような仕組みを利用して相談機関につないではどうか。  
「シングルペアレントアプリ(仮称)」

手軽にアクセスできて情報が伝わりやすい。

SNSの相談も可能にし、アクセスが多い項目をAIで処理すれば、現状分析が容易になる。



## 4-5 相談機関につないだあとは？

---

ハンド・イン・ハンド 第249号(2009年11月1日発行)

「ハンドの会合に参加したあるお母さんの声」  
たくさんの人と会い、たくさん学んでください。どうしようと悩まないで、まず会いに来て、思いっきり泣いてください。心が軽くなりますよ。まず第一歩からです。

果たして、公的機関の相談窓口で思いっきり泣けるだろうか。面談室(個室)などのハードの整備も必要かもしれない。

## 4-6 専門人材をどう育成するか

---

社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会が平成30年3月27日に「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」を報告している。

社会福祉士は、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって福祉に関する相談援助を行うことを業とする名称独占の国家資格である。昭和63年の制度施行から現在に至るまで、約21万人（平成29年12月末現在）が資格を取得している。

うち、児童・母子関係に就労している社会福祉士は4.8%で多くは高齢者福祉関係に就労している。

専門人材が圧倒的に少ない現状がある。

## 4-7 母子自立支援員等の処遇改善

---

困難を抱えているひとり親は、経済的困窮や就労に係る問題だけでなく、子どもの保育や教育、健康、生活環境の変化、住居、DV被害や虐待など、いくつもの問題を抱えている。しかも、問題は一つではなく、複雑に絡み合っている。

母子自立支援員等には高い専門性が求められる。

- ・ 身分保障と処遇改善は喫緊の課題
- ・ 担い手不足を解消し、将来的な人材を育成する
- ・ 専門性を確保するための研修制度等の充実
- ・ 資格化とするかは検討を要す

## 4-8 養育費相談支援と面会交流

---

### 参考となる明石市の取組み

- ・ 養育費立替パイロット事業の試行実施
- ・ 親子交流サポート事業の開始
- ・ 「こどもと親の交流ノート（養育手帳）」の配布など

### 離婚しても親はふたり「共同養育」の発想を！

- ・ ひとり親支援だけでなく「ふたり親支援」も支援のかたち
- ・ 両親からの愛情、様々な経験、逃げ場  
子どもの健全な発達につながる
- ・ 監護親のワンオペ育児を解消する
- ・ 育児放棄防止、虐待防止、貧困の改善

## 4-9 日常生活支援の強化

---

### 子ども食堂や学習支援、放課後学童クラブなど

身近な相談相手にもなり、地域の関係性も保てるような地域密着型の取り組みこそ、地域の実情にあった取り組みであり、持続的な運営ができるような支援体制が必要。一方で、一定の評価基準を設け、評価基準以上の取り組みが実践できた運営母体には持続的な活動ができるような体制があると地域に根付いた活動になる。

### 住居の安定確保

公営住宅の優先入居や空き家活用など、地域の実情を反映した取り組みが各地で行われている。

最近では母子家庭向けのシェアハウスやグループホームなどを運営する民間団体も出始めている。中には、シェアハウスを子ども食堂として活用したり、母子家庭の母親に仕事を紹介したりするところもある。運営状態の良い民間団体には、低利（あるいは無利子、利子補助等）融資が受けられるなどの支援があっても良い。

## 4-10 就業支援の強化

---

### 「働く」ことは自己肯定感を高める

働きたい、なんとかステップアップしたいと前向きに考える人は、自ら情報を取得しようと努めるが、身体的、精神的、そして経済的に困難な状況にあるときは、自ら情報を取得しようとは思わない。あるいは取得できない。

しかし、困難な状況からある程度脱するまで、継続的に支援をすると、就業支援につながり、自立していく。困難な状況を克服して自立をした人は、今困難を抱えている人を助ける側に回ることができるようになり、良い循環が生まれるので、継続的な支援を就業支援につなげ、自立を促すことは、重要な支援のプロセスになる。

ジョブコーチなども活用し、働くことを希望するひとり親をしっかりと支援！

## 4-11 地域での子育て

---

ひとり親家庭に育つ子どもの支援を「貧困」の枠組みでなく、子ども「全体」に

- ・ 親の離婚や死別はどの子にとっても辛い経験
- ・ 親の再婚など、家族問題で悩むことも
- ・ しかし、子どもの相談窓口はほとんどない。

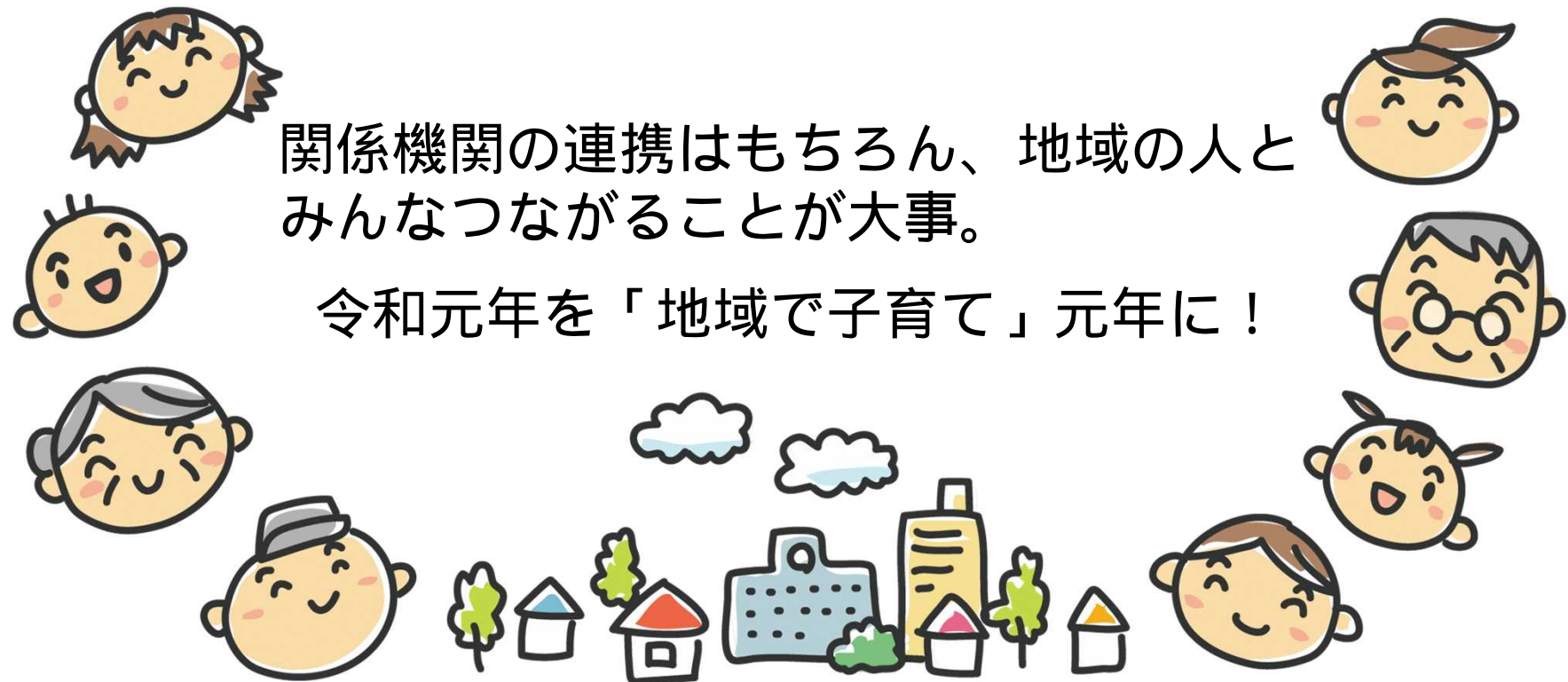
子どもの受け皿になるような場所、みんなで子育てしているような環境が地域には必要

みんなで子育てするという「地域での子育て」は、どの子にも、どの家族にも、そして地域にも良い「つながり」を生み、社会全体の活力になる。ひとり親家庭の支援と合わせ「地域共生社会」の核となるような「地域での子育て支援」も併せて検討することを希望する。



## 4-12 関係機関等の連携

---



ご清聴ありがとうございました。

